

港区ひとり親家庭等支援部会設置要綱

(支援部会)

第1条 港区における母子家庭、父子家庭及び寡婦（以下、「ひとり親家庭等」という）の支援に関わる関係機関・団体等の緊密な連携の下に、ひとり親家庭等の就業・自立支援につながる実効的な支援を行うために、港区ひとり親家庭等支援部会（以下、「支援部会」という）を設置する。

(支援部会の組織及び構成)

第2条 支援部会は、別表第1の委員をもって構成する。

2 支援部会の円滑かつ実効的な運営を図るため、支援部会の下に事例検討会議をおく。

事例検討会議は、支援部会の委員が、その所属から指名または推薦する者をもって構成する。

(支援部会の部会長)

第3条 支援部会の部会長は、子育て支援業務主管課長をもって充てる。

2 部会長に事故あるときは、または欠けたときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。

(支援部会の会議)

第4条 支援部会は部会長が召集する。

2 部会長が必要と認めるときには、委員以外の者の出席を求めることができる。

(支援部会及び事例検討会議の協議事項)

第5条 支援部会及び事例検討会議は、次に掲げる事項を協議する。

(1) 支援部会

ア 区レベルのひとり親家庭等自立支援ネットワークの構築

イ 区内の関係機関・団体が実施する各種ひとり親家庭等支援策に関する情報交換

ウ　区内のひとり親家庭等の総合的推進を図るための連絡調整

エ　区内のひとり親家庭等自立支援に関する啓発

オ　その他必要を認められる事項

(2)　事例検討会議

ア　事例検討　具体事例を通じて、ニーズの把握、課題解決のための各機関等

の役割、効果的な連携、支援方策についての検討

イ　緊急ケース会議　個々の事例に関する機関・団体等が参考し具体的な支援方策の協議

(守秘義務)

第6条　支援部会の委員及び支援部会出席者は、正当な理由無く、支援部会で知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その任を退いた後も同様とする。

(支援部会の事務局)

第7条　支援部会の事務局は、区保健福祉センター保健福祉課（子育て支援）に置く。

(その他)

第8条　この規定に定めるものほか必要な事項は、部会長が別に定める。

附　　則

この規定は、平成18年1月30日から施行する。

附　　則

この規定は、平成18年12月1日から施行する。

附　　則

この規定は、平成19年10月31日から施行する。

附　　則

この規定は、平成21年11月5日から施行する。

附　　則

この規定は、平成 22 年 10 月 26 日から施行する。

附 則

この規定は、平成 24 年 1 月 23 日から施行する。

附 則

この規定は、平成 25 年 2 月 26 日から施行する。

附 則

この規定は、平成 26 年 3 月 7 日から施行する。

附 則

この規定は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規定は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

支援部会の組織及び構成

別表第1

関係団体・関係機関	区母と子の共励会 区社会福祉協議会 民生委員児童委員連盟区支部 母子家庭等就業・自立支援センター 大阪市立保育所 私立保育園連盟 大阪市立幼稚園 私立幼稚園連合会 大阪市立小学校 大阪市立中学校 児童福祉施設（母子生活支援施設）
区役所	保健福祉センター保健福祉課